

【改訂前】

土木工事施工管理の手引

令和3年4月

大分県土木建築部
大分県農林水産部

【改訂後】

土木工事施工管理の手引

令和4年4月

大分県土木建築部
大分県農林水産部

[1] 施工計画書作成の手引

1. 施工計画の目的

施工計画作成の目的は、設計図書・仕様書等に定められた工事事務物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等を定めたものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものである。

土木工事共通仕様書第1編1-1-4.1一般事項に、「受注者は、工事着手前に工事事務物を完成するための必要な手順や工法などについての施工計画書を、監督員に提出しなければならない。」と規定している。

また、施工計画書には、下記の事項について記載するように規定されている。

- (1) 工 事 概 要
- (2) 計 画 工 程 表
- (3) 現 場 組 織 表
- (4) 指 定 機 械
- ~~(5) 主 要 船 舶・機 械~~
- ~~(6) 主 要 資 材~~
- (7) 施工方法（主要機材、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安 全 管 理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交 通 管 理
- (12) 環 境 対 策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) そ の 他

さらに、「監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

但し、受注者は維持工事等簡易な工事及び災害応急工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。」となっている。

この他、2. 変更施工計画書には「受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を監督員に提出しなければならない。」また、3. 詳細施工計画書には「監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。」と規定されている。

また、~~工期や数量だけの軽微な変更等で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提出は不要である。但し、緑地工事等の場合で、工期設定や施工時期等が大きく変わる場合には、施工方法・工程管理の変更や、安全教育・訓練の追加等が必要となることから、変更施工計画書を提出すること。~~

但し書きの「維持工事等簡易な工事」とは、小規模な工事（設計額500万円未満の工事）とし、「災害応急工事」とは、公共土木施設災害復旧事業に関する工事（工事名に「応」が含まれる工事）及び災害等で緊急的な対応が必要となり緊急発注何いや随意契約で契約をした工事とする。

なお、これらの工事における施工計画の記載内容は(1)(2)(3)(6)(9)(10)(11)(14)の8項目とし、監督員の承諾を得ること。

[1] 施工計画書作成の手引

1. 施工計画の目的

施工計画作成の目的は、設計図書・仕様書等に定められた工事事務物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等を定めたものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものである。

土木工事共通仕様書第1編1-1-4.1一般事項に、「受注者は、工事着手前に工事事務物を完成するための必要な手順や工法などについての施工計画書を、監督員に提出しなければならない。」と規定している。

また、施工計画書には、下記の事項について記載するように規定されている。

- (1) 工 事 概 要
- (2) 計 画 工 程 表
- (3) 現 場 組 織 表
- (4) 指 定 機 械
- (5) 施工方法（主要機材、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (6) 施工管理計画
- (7) 安 全 管 理
- (8) 緊急時の体制及び対応
- (9) 交 通 管 理
- (10) 環 境 対 策
- (11) 現場作業環境の整備
- (12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (13) そ の 他

さらに、「監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

但し、受注者は維持工事等簡易な工事及び災害応急工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。」となっている。

この他、2. 変更施工計画書には「受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を監督員に提出しなければならない。」また、3. 詳細施工計画書には「監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。」と規定されている。

また、~~工期末の精算変更のみの工事概要、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増減、1ヶ月以内の工期延長のみや、監督員との協議の結果、不要とした場合は、変更施工計画書の提出を省略できる。~~

但し書きの「維持工事等簡易な工事」とは、小規模な工事（設計額500万円未満の工事）とし、「災害応急工事」とは、公共土木施設災害復旧事業に関する工事（工事名に「応」が含まれる工事）及び災害等で緊急的な対応が必要となり緊急発注何いや随意契約で契約をした工事とする。

なお、これらの工事における施工計画の記載内容は(1)(2)(3)(7)(8)(9)(12)の7項目とし、監督員の承諾を得ること。

2. 施工計画書記載事項の内容

土木工事共通仕様書に規定されている記載事項の標準的内容は下記のとおりである。

記載事項	内 容	
工 事 概 要	工事名、河川又は路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容、位置図、一般平面図	
計 画 工 程 表	ネットワーク(PERT)、バーチャート方式等で作成	
現 場 組 織 表	現場の組織、編成、命令系統、業務分担、施工体系図	
指 定 機 械	設計図書で指定されている機械、監督員が必要と認めた機械	
主 要 船 舶・機 械	工事に使用する主要船舶、機械で設計図書で指定されていない使用機械	
主 要 材 料	工事に使用する指定材料及び主要材料 材料試験方法等	
施 工 方 法	主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建設、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容	
施 工 管 理 計 画	工 程 管 理	実施工程の手法・管理方法
	品 質 管 理	品質管理計画表
	写 真 管 理	写真管理計画表
	出 来 形 管 理	出来形管理計画表
	段 階 確 認	段階確認計画表
	品 質 証 明 (社 内 検 査)	社内検査計画表・組織表・管理基準・要領
	安 全 管 理	安全管理体制、安全対策、安全教育及び安全訓練等の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針、異常気象時の防災対策
緊 急 時 の 体 制 及 び 対 応	事故発生時の連絡系統図、対応策 災害発生時の体制	
交 通 管 理	交通整理、交通整理、過積載防止	
環 境 対 策	大気汚染、水質汚染、振動・騒音対策	
現 場 作 業 環 境 の 整 備	現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策	
再 生 資 源 の 利 用 の 促 進 と 建 設 副 産 物 の 適 正 処 理 方 法	再資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、処理委託業者名 マニフェストの徹底	
そ の 他	契約図書及び監督員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの及び土木工事共通仕様書に記載が指定されているもの。 関係機関との協議一覧（警察署、労働基準監督署、道路管理者等）	

2. 施工計画書記載事項の内容

土木工事共通仕様書に規定されている記載事項の標準的内容は下記のとおりである。

記載事項	内 容	
工 事 概 要	工事名、河川又は路線名、工事場所、工期、請負金額、発注者、受注者、工事内容、位置図、一般平面図	
計 画 工 程 表	ネットワーク(PERT)、バーチャート方式等で作成	
現 場 組 織 表	現場の組織、編成、命令系統、業務分担、施工体系図	
指 定 機 械	工事に使用する機械、監督員が必要と認めた機械	
施 工 方 法	主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建設、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容	
施 工 管 理 計 画	工 程 管 理	実施工程の手法・管理方法
	品 質 管 理	品質管理計画表
	写 真 管 理	写真管理計画表
	出 来 形 管 理	出来形管理計画表
	段 階 確 認	段階確認計画表
	品 質 証 明 (社 内 検 査)	社内検査計画表・組織表・管理基準・要領
	安 全 管 理	安全管理体制、安全対策、安全教育及び安全訓練等の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針、異常気象時の防災対策
緊 急 時 の 体 制 及 び 対 応	事故発生時の連絡系統図、対応策 災害発生時の体制	
交 通 管 理	交通整理、交通整理、過積載防止	
環 境 対 策	大気汚染、水質汚染、振動・騒音対策	
現 場 作 業 環 境 の 整 備	現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策	
再 生 資 源 の 利 用 の 促 進 と 建 設 副 産 物 の 適 正 処 理 方 法	再資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、処理委託業者名 マニフェストの徹底	
そ の 他	契約図書及び監督員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの及び土木工事共通仕様書に記載が指定されているもの。 関係機関との協議一覧（警察署、労働基準監督署、道路管理者等）	

当初施工計画書チェックリスト

当初施工計画書チェックリスト

番号	確認事項	確認欄		備考
		受注者	発注者	
1	施工計画に先立ち、設計図書の写真、合同現地踏査、地下埋設物・架空線等調査を行い、その結果を書面で提出しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	現地着手前に提出されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	必要事項が記載されているか (1)工事概要、(2)計画工程表、(3)現場組織表、(4)指定機械、(5)主要船舶・機械、(6)主要資材、(7)施工方法、(8)施工管理計画、(9)安全管理、(10)緊急時の体制及び対応、(11)交通管理、(12)環境対策、(13)現場作業環境の整備、(14)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法、(15)その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※設計額500万円未満の工事及び災害応急工事は(4)(5)(7)(8)(12)(13)(15)を省略可能
4	週休2日実施工事が(実施) / 実施しない 実施工事の場合、計画工程表が週休2日を考慮したものとなっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4週●休 / 実施の場合記載
5	品質管理計画について、			
	・ 必要な工種が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・ 基準で定められた頻度となっているか、あるいは監督員と協議により頻度を定めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※原則、基準で定められた頻度
	・ 基準にないものについて、監督員と協議により定めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6	出来形管理計画について、			
	・ 必要な工種、項目が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・ 基準で定められた頻度となっているか、あるいは監督員と協議により頻度を定めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※原則、基準で定められた頻度
	・ 基準にないものについて、監督員と協議により定めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	写真管理計画について、			
	・ 必要な工種、項目が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・ 基準で定められた頻度となっているか、あるいは監督員と協議により頻度を定めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※原則、基準で定められた頻度
	・ 基準にないものについて、監督員と協議により定めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8	段階確認の内容、予定時期、立会の連絡方法等について、監督員の確認を受けたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9	社内検査を行う場合、組織表、社内規格値、社内管理基準(検査項目、検査方法、検査計画、検査要領)が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10	安全管理、交通管理計画について、当該現場にて特に留意する事項等について、監督員の確認を受けたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11	夏場に施工がある場合、熱中症対策の具体的な方法が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12	緊急時の連絡体制について、休日・祝日の連絡体制も含め、監督員の確認を受けたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13	環境対策について、騒音振動やほこり対策、事業損失対策等について、監督員の確認を受けたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14	現場環境改善の実施工事か(実施) / 実施しない 実施工事の場合、具体的な実施内容が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15	再生資源利用計画書、利用促進計画書が入力され、添付されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16	情報共有システム活用実施工事か(実施) / 実施しない 実施工事の場合、「工事書類一覧表」にて対象書類を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○システム / 実施の場合、使用システムを記載
17	電子納品実施工事か(実施) / 実施しない 実施工事の場合、「工事書類一覧表」にて対象書類を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・ 技能者の活用(建設マスター・登録熟練技能者)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・ 県内企業の活用(請負代金額500万円以上のすべての下請契約)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18	総合評価における履行義務のある技術提案等について、特記仕様書に記載の施工計画、履行確認、検査方法、が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・ 県産資材等の使用(県産資材、リサイクル認定製品)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19	総合評価における履行義務のある技術提案について、施工計画、履行確認、検査方法、が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	計画タイプ
20	「法定外の労災保険」の証券又はこれに代わるものを、監督員に提示し確認を受けたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
21	「工事書類簡素化の手引き」の内容について、監督員と確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
22	その他()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

番号	確認事項	確認欄			備考
		受注者	発注者		
			担当・班総括	部長又は課長	
1	施工計画に先立ち、設計図書の写真、合同現地踏査、地下埋設物・架空線等調査を行い、その結果を書面で提出しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	※
2	現地着手前に提出されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
3	必要事項が記載されているか (1)工事概要、(2)計画工程表、(3)現場組織表、(4)指定機械、(5)主要船舶・機械、(6)主要資材、(7)施工方法、(8)施工管理計画、(9)安全管理、(10)緊急時の体制及び対応、(11)交通管理、(12)環境対策、(13)現場作業環境の整備、(14)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法、(15)その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		※設計額500万円未満の工事及び災害応急工事は(4)(5)(7)(8)(12)(13)(15)を省略可能
4	週休2日実施工事が(実施) / 実施しない 実施工事(現場閉所型)の場合、計画工程表が週休2日を考慮したものとなっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		4週●休(現場閉所型or交替制) / 実施の場合記載
5	品質管理計画について、				
	・ 必要な工種が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・ 基準で定められた頻度となっているか、あるいは監督員と協議により頻度を定めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		※原則、基準で定められた頻度
	・ 基準にないものについて、監督員と協議により定めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
6	出来形管理計画について、				
	・ 必要な工種、項目が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・ 基準で定められた頻度となっているか、あるいは監督員と協議により頻度を定めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		※原則、基準で定められた頻度
	・ 基準にないものについて、監督員と協議により定めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
7	写真管理計画について、				
	・ 必要な工種、項目が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・ 基準で定められた頻度となっているか、あるいは監督員と協議により頻度を定めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		※原則、基準で定められた頻度
	・ 基準にないものについて、監督員と協議により定めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
8	段階確認の内容、予定時期、立会の連絡方法等について、監督員の確認を受けたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
9	社内検査を行う場合、組織表、社内規格値、社内管理基準(検査項目、検査方法、検査計画、検査要領)が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
10	安全管理、交通管理計画について、当該現場にて特に留意する事項等について、監督員の確認を受けたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
11	熱中症対策の補正の試行工事か(実施) / 実施しない 夏場に施工がある場合、熱中症対策の具体的な方法が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
12	緊急時の連絡体制について、休日等に連絡が取れる連絡先(受注者は携帯等、発注者は水防携帯等)が記載され、直ちに報告できる体制となっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	※
13	環境対策について、騒音振動やほこり対策、事業損失対策等について、監督員の確認を受けたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
14	現場環境改善の実施工事か(実施) / 実施しない 実施工事の場合、具体的な実施内容が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
15	再生資源利用計画書、利用促進計画書が入力され、添付されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
16	情報共有システム活用実施工事か(実施) / 実施しない 実施工事の場合、「工事書類一覧表」にて対象書類を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○システム / 実施の場合、使用システムを記載
17	電子納品実施工事か(実施) / 実施しない 実施工事の場合、「工事書類一覧表」にて対象書類を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・ 技能者の活用(建設マスター・登録熟練技能者)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・ 県内企業の活用(請負代金額500万円以上のすべての下請契約)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
18	総合評価における履行義務のある技術提案等について、特記仕様書に記載の施工計画、履行確認、検査方法、が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・ 県産資材等の使用(県産資材、リサイクル認定製品)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
19	総合評価における履行義務のある技術提案について、施工計画、履行確認、検査方法、が記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		計画タイプ
20	「法定外の労災保険」の証券又はこれに代わるものを、監督員に提示し確認を受けたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
21	「工事書類簡素化の手引き」の内容について、監督員と確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
22	その他()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

※地下埋設物等の事故、連絡体制の不備による情報伝達の遅れが多発しているため、部長(振興局)、課長(土木事務所)も必ずチェック

【改訂前】

5. 施工計画書作成要領

5-1 表紙

・施工計画書の用紙規格はA-4縦、横書を原則とする。

【記載例】

	○○○工事
○	施工計画書
○	年 月 日
	(株)○○建設
	発注機関：○○土木事務所

5-2 目次

・土木工事共通仕様書第1編1-1-4に規定されている記載事項のほか、工事内容に応じて、項目の追加、細分化をしてよい。

【記載例】

	目	次
	1	工事概要・・・・・・・・ 1
○	2	計画工程表・・・・・・・・ 3
	3	現場組織表・・・・・・・・ 7
	4	指定機械・・・・・・・・ 9
	5	主要船舶・機械・・・・・・・・ 12
	6	主要資材・・・・・・・・ 13
	7	施工方法・・・・・・・・ 14
		7-1 土工・・・・・・・・ 14
○		7-1 排水工・・・・・・・・ 17
		・
		・
		・

【改訂後】

5. 施工計画書作成要領

5-1 表紙

・施工計画書の用紙規格はA-4縦、横書を原則とする。

【記載例】

	○○○工事
○	施工計画書
○	平成 年 月 日
	(株)○○建設
	発注機関：○○土木事務所

5-2 目次

・土木工事共通仕様書第1編1-1-4に規定されている記載事項のほか、工事内容に応じて、項目の追加、細分化をしてよい。

【記載例】

	目	次
	1	工事概要・・・・・・・・ 1
○	2	計画工程表・・・・・・・・ 3
	3	現場組織表・・・・・・・・ 7
	4	指定機械・・・・・・・・ 8
	5	施工方法・・・・・・・・ 9
		5-1 土工・・・・・・・・ 10
		5-2 排水工・・・・・・・・ 11
		・
○		・
		・
		・

【改訂前】

5-3 工事概要

・工事の概要及び内容を記載する。工事内容は工事数量総括表の工種・種別・数量等を記入する。

※ 工種が一式表示及び主体工種以外については、工種のみ記載でよい。

※ 工事概要の工事内容は、単価抜設計書の内訳書、明細書の写しでもよい。

【記載例】

工 事 概 要

工 事 名	
河川又は路線名	
工 事 場 所	
請 負 代 金	
契 約 年 月 日	
工 期	自 年 月 日~至 年 月 日
発 注 者	〇〇土木事務所 Tel. 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
受 注 者	(株)〇〇建設 Tel. 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 所在地 〇〇市〇〇-〇〇〇
	〇〇作業所 Tel. 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 所在地 〇〇市〇〇-〇〇〇

工 事 内 容

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	適 用
道路改良	土 工	基礎工	既製杭工	鋼管杭打設	式	1
					本	23
	擁壁工	1号擁壁工	ブロック積	m	40	
				m	25	
				m ²	200	
	路盤工	下層路盤工	上層路盤工	m ²	700	
				m ²	700	
	舗装工	表層工		m ²	700	
仮設工			式	1		

【改訂後】

5-3 工事概要

・工事の概要及び内容を記載する。工事内容は工事数量総括表の工種・種別・数量等を記入する。

※ 工種が一式表示及び主体工種以外については、工種のみ記載でよい。

※ 工事概要の工事内容は、単価抜設計書の内訳書、明細書の写しでもよい。

【記載例】

工 事 概 要

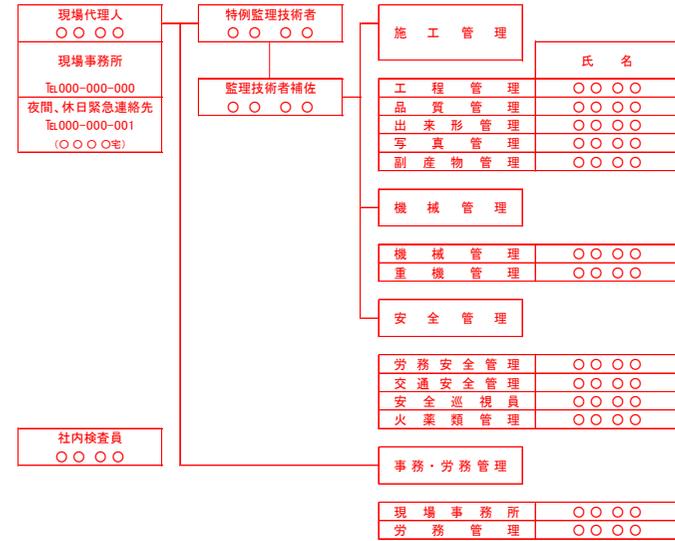
工 事 名	
河川又は路線名	
工 事 場 所	
請 負 代 金	
契 約 年 月 日	
工 期	自 年 月 日~至 年 月 日
発 注 者	〇〇土木事務所 Tel. 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
受 注 者	(株)〇〇建設 Tel. 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 所在地 〇〇市〇〇-〇〇〇
	〇〇作業所 Tel. 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 所在地 〇〇市〇〇-〇〇〇
設 計 概 要 道路改良 〇〇m	

【改訂前】

【改訂後】

【記載例：特例監理技術者を配置する場合】

現場組織表



【改訂前】

5-6 指定機械

- ・工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）又は、監督員が必要と認めた機械について記載する。

【記載例：指定機械使用計画】

機 械 名	規 格	台 数	使 用 工 種	摘 要
オールケーシング掘削機	クローラ式 1200mm	1	基礎杭打設	排ガス規制
ラフテレーンクレーン	油圧ロープ式 25t吊	1	仮設矢板打設	〃
油圧式バイプロハンマー	220ps	1	〃	〃

5-7 主要船舶・機械

- ・工事に使用する船舶・機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）以外の主要なものについて記載する。
- ・摘要欄には用途を明記する。又、交通船と監視船が併用の場合は、摘要欄に記載します。

【記載例：主要船舶・機械使用計画】

名 称	規 格	性 能	単 位	数 量	摘 要
台 船	銅 製	500t積	隻	1	方 塊 掘 付
曳 船	銅 製	D3100Ps	隻	1	ケーソン曳航

※ 指定機械と主要船舶・機械との違い

指定機械とは、仕様書の中で種類や規格が明確に指定されているものをいいます。通常は騒音振動、排ガス規制、標準操作等の指定ですが、特殊な工法や現場条件により機械が指定される場合があります。この場合、受注者は指定された機械を使用する義務があります。

主要機械は、指定されていないその他の機械で、積算内容に関わらず受注者の裁量で決定した機械です。

閲覧用等の金抜き設計書には、機械の種類や規格が記載されていますが、金抜き設計書は標準積算上のものであるため、その機械を施工計画書に記載しなければならないというわけではありません。実際に使用する機械を記載して下さい。

【改訂後】

5-6 指定機械

- ・工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）又は、監督員が必要と認めた機械について記載する。

【記載例：指定機械使用計画】

機 械 名	規 格	台 数	使 用 工 種	摘 要
オールケーシング掘削機	クローラ式 1200mm	1	基礎杭打設	排ガス規制
ラフテレーンクレーン	油圧ロープ式 25t吊	1	仮設矢板打設	〃
油圧式バイプロハンマー	220ps	1	〃	〃

※ 指定機械とは、**設計図書で指定されている機械**（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）です。

【改訂前】

【改訂後】

5-8 主要資材								
・工事に使用する指定材料及び主要資材について、品質証明方法及材料確認時期等について記載する。なお、資材搬入時期と施工工程表が整合していること。								
【記載例：主要資材計画】								
品名	規格	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期			摘要 (確認時期等)
					月	月	月	
生コンクリート	21N/mm ²	300m ³	〇〇生コン	試験成績表				
異形棒鋼	D13	750kg	〇〇製鉄	ミルシート				
再生ガラス(アーク)	RC-40	50m ³	〇〇砕石	試験成績表				

5-9 施工方法

- ・工事を施工するに当たり、その施工方法及び施工上の留意事項等具体的に記載する。
なお、一般的な施工手順でなく、現場条件に即したものとなるように注意すること。
- ・施工方法の説明には、極力略図を利用すること。

【施工方法記載にあたっての留意事項】

- I. 工種（注¹）毎の作業フロー図を記載し、各作業段階における①～⑤の該当項目について記述する。
- ① 工事箇所の作業環境(周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、埋設物、障害物等)について調査した結果
 - ② 主要な工種の施工時期と降雨・出水・濁水・台風時期等の関連
 - ③ 上記①・②から判断される施工実施上の留意事項及び施工方法の要点・制約条件(施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等)・基準点・地下埋設物地下障害物の防護方法
 - ④ 制約条件および埋設物・障害物防護の円滑な処理を行うための関係機関との協議・調整事項
 - ⑤ 使用予定機械

★（注¹）：記載対象工種は(1)～(7)を標準とする。

- (1) 主要な工種
- (2) 共通仕様書の中で「通常の方法でより難しい場合は、あらかじめ施工計画書にその理由、施工方法等を記載しなければならない。」と規定されているもの。
- (3) 設計図書で指定された工法
- (4) 土木工事共通仕様書に記載されていない特殊工法
- (5) 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- (6) 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等
- (7) その他

土木工事共通仕様書において、監督員の「指示」「承諾」を得て施工するもの、又は「協議」「報告」「提出」するものうち事前に記載できるもの、及び施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

5-7 施工方法

- ・工事を施工するに当たり、その施工方法及び施工上の留意事項等具体的に記載する。
なお、一般的な施工手順でなく、現場条件に即したものとなるように注意すること。
- ・施工方法の説明には、極力略図を利用すること。

【施工方法記載にあたっての留意事項】

- I. 工種（注¹）毎の作業フロー図を記載し、各作業段階における①～⑤の該当項目について記述する。
- ① 工事箇所の作業環境(周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、埋設物、障害物等)について調査した結果
 - ② 主要な工種の施工時期と降雨・出水・濁水・台風時期等の関連
 - ③ 上記①・②から判断される施工実施上の留意事項及び施工方法の要点・制約条件(施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等)・基準点・地下埋設物地下障害物の防護方法
 - ④ 制約条件および埋設物・障害物防護の円滑な処理を行うための関係機関との協議・調整事項
 - ⑤ 使用予定機械

★（注¹）：記載対象工種は(1)～(7)を標準とする。

- (1) 主要な工種
- (2) 共通仕様書の中で「通常の方法でより難しい場合は、あらかじめ施工計画書にその理由、施工方法等を記載しなければならない。」と規定されているもの。
- (3) 設計図書で指定された工法
- (4) 土木工事共通仕様書に記載されていない特殊工法
- (5) 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- (6) 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等
- (7) その他

土木工事共通仕様書において、監督員の「指示」「承諾」を得て施工するもの、又は「協議」「報告」「提出」するものうち事前に記載できるもの、及び施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

【改訂前】

5-10 施工管理計画

(1) 工程管理計画

・計画工程に対する、実施管理方法を記載する。

【記載例】

- ① 管理手法：ネットワークにより管理する。
- ② 日常管理：各種別又は細別毎の実施作業量を把握し、計画作業量を維持するため
労務・機械等の配置を検討する。
- ③ 週間・月間管理：毎週○曜日・毎月○日に工事進捗率の確認を行う。
- ④ 進捗管理：工事開始より2ヶ月間は2週間に1回工程曲線を用いて管理を行い、
計画に対し○%の差が生じた場合は、フォローアップを実施する。
又それ以降は、1ヵ月1回、同様の管理を実施する。

(2) 品質管理計画

・「土木工事の施工管理基準及び規格値」を参照して品質管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 必要な工種が記述されているか。
- ② 施工規模に見合った試験頻度になっているか。
または、監督員との協議により試験頻度を定めたか。
- ③ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督員で協議が必要)
管理基準や規格値が定められていない工種については、監督員と協議により定めた内容
を記載する。また、摘要欄には出典元を記載しておく。
- ④ 管理方法や処理方法は妥当か。
- ⑤ 適切な試験方法か。

【記載例】

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法	規格値	社内規格値	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	5,500m ³	当初及び土質の変化時	1	試験成績表	○ ○ ○ ○		
		現場密度の測定	5,500m ³	1,000m ³ /回 5,000m ³ 未満3回	6	試験成績表 成果一覧表	○ ○ ○ ○		
	盛土材料	土の締固め試験	700m ³	当初及び土質の変化時	1	試験成績表	○ ○ ○ ○		
		CBR試験	700m ³	当初及び土質の変化時	1	//	○ ○ ○ ○		
盛土	施工	現場密度の測定	700m ³	500m ³ /回 1,500m ³ 未満3回	3	試験成績表 成果一覧表	○ ○ ○ ○		
		フル70-リグ	700m ³	全幅・全区画	1				
	下層路盤材料(フラック)	修正CBR試験 ふるい分け試験 土の液性限界 塑性限界試験	400m ³	当初及び土質の変化時	1	試験成績表	○ ○ ○ ○		
路盤工	施工	現場密度の測定	2,680m ²	1,000m ² /回 1工事最低3回	3	試験成績表 成果一覧表	○ ○ ○ ○		
		フル70-リグ	2,680m ²	全幅・全区画	1				
橋梁工	コンクリート 21-8-20	圧縮強度試験	500m ³	鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回 (午前・午後) その他コンクリートは打設日につき1回	3	試験成績表 成果一覧表	○ ○		
		スランプ試験							
		空気量測定							
	塩化物総量規制	500m ³	打設が午前、午後にもたがる場合は、午前1回打設前に行い、試験結果が塩化物総量の規制値1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。	3	試験成績表	○ ○			

【改訂後】

5-8 施工管理計画

(1) 工程管理計画

・計画工程に対する、実施管理方法を記載する。

【記載例】

- ① 管理手法：ネットワークにより管理する。
- ② 日常管理：各種別又は細別毎の実施作業量を把握し、計画作業量を維持するため
労務・機械等の配置を検討する。
- ③ 週間・月間管理：毎週○曜日・毎月○日に工事進捗率の確認を行う。
- ④ 進捗管理：工事開始より2ヶ月間は2週間に1回工程曲線を用いて管理を行い、
計画に対し○%の差が生じた場合は、フォローアップを実施する。
又それ以降は、1ヵ月1回、同様の管理を実施する。

(2) 品質管理計画

・「土木工事の施工管理基準及び規格値」を参照して品質管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 必要な工種が記述されているか。
- ② 施工規模に見合った試験頻度になっているか。
または、監督員との協議により試験頻度を定めたか。
- ③ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督員で協議が必要)
管理基準や規格値が定められていない工種については、監督員と協議により定めた内容
を記載する。また、摘要欄には出典元を記載しておく。
- ④ 管理方法や処理方法は妥当か。
- ⑤ 適切な試験方法か。

【記載例】

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法	規格値	社内規格値	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	5,500m ³	当初及び土質の変化時	1	試験成績表	○ ○ ○ ○		
		現場密度の測定	5,500m ³	1,000m ³ /回 5,000m ³ 未満3回	6	試験成績表 成果一覧表	○ ○ ○ ○		
	盛土材料	土の締固め試験	700m ³	当初及び土質の変化時	1	試験成績表	○ ○ ○ ○		
		CBR試験	700m ³	当初及び土質の変化時	1	//	○ ○ ○ ○		
盛土	施工	現場密度の測定	700m ³	500m ³ /回 1,500m ³ 未満3回	3	試験成績表 成果一覧表	○ ○ ○ ○		
		フル70-リグ	700m ³	全幅・全区画	1				
	下層路盤材料(フラック)	修正CBR試験 ふるい分け試験 土の液性限界 塑性限界試験	400m ³	当初及び土質の変化時	1	試験成績表	○ ○ ○ ○		
路盤工	施工	現場密度の測定	2,680m ²	1,000m ² /回 1工事最低3回	3	試験成績表 成果一覧表	○ ○ ○ ○		
		フル70-リグ	2,680m ²	全幅・全区画	1				
橋梁工	コンクリート 21-8-20	圧縮強度試験	500m ³	鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回 (午前・午後) その他コンクリートは打設日につき1回	3	試験成績表 成果一覧表	○ ○		
		スランプ試験							
		空気量測定							
	塩化物総量規制	500m ³	打設が午前、午後にもたがる場合は、午前1回打設前に行い、試験結果が塩化物総量の規制値1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。	3	試験成績表	○ ○			

【改訂前】

5-11 安全管理計画

1. 主な法令、指針

安全管理計画を立案するための基本となる法律及び土木工事共通仕様書等で示されている主な指針を下記に示す。

- ① 労働安全衛生法
- ② 土木工事安全施工技術指針
- ③ 建設機械施工安全技術指針
- ④ 建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針
- ⑥ 中規模建設工事現場における安全衛生管理指針
- ⑦ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針

2. 検討項目

安全管理計画を作成するための検討項目は下記のとおりである。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要項目は法令・指針等を活用し詳細な計画を行う。

(1) 安全衛生管理体制

安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選任し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にする。

(2) 労働者の危険または健康障害を防止するための対策

- ① 機械・器具・爆発物による危険防止
- ② 掘削、伐木作業等から生ずる危険防止
- ③ 通路・床面・階段等の保全
- ④ 労働者の作業行動から生ずる災害を防止するための対策
- ⑤ 労働災害発生の急迫した危険があるときの処置

(3) 労働者の就業にあたっての対策

- ① 安全衛生教育の方法
- ② 就業制限に関する処置
- ③ 高年令者等についての処置

(4) 第三者施設に対する安全対策

家屋・道路・河川・鉄道・ガス・水道・電気・電話・地下構造物等に近接して工事を行う場合の処置

(5) 爆発及び火災防止対策

- ① 爆発物等の危険物を備蓄し、使用する場合の処置
- ② 火薬類を使用し工事を施工する場合の処置
- ③ ガソリン・塗料等の可燃物を使用する場合の処置

(6) その他

- ① 工事車両・重機類の事故防止対策
- ② 足場・型枠支保工等仮設の安全対策
- ③ 大雨・強風等の異常気象時の防災対策
- ④ 工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合の対策
- ⑤ 工事安全訓練の実施方法・頻度等
- ⑥ 工事安全巡視の実施方法

【改訂後】

5-9 安全管理計画

1. 主な法令、指針

安全管理計画を立案するための基本となる法律及び土木工事共通仕様書等で示されている主な指針を下記に示す。

- ① 労働安全衛生法
- ② 土木工事安全施工技術指針
- ③ 建設機械施工安全技術指針
- ④ 建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針
- ⑥ 中規模建設工事現場における安全衛生管理指針
- ⑦ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針

2. 検討項目

安全管理計画を作成するための検討項目は下記のとおりである。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要項目は法令・指針等を活用し詳細な計画を行う。

(1) 安全衛生管理体制

安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選任し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にする。

(2) 労働者の危険または健康障害を防止するための対策

- ① 機械・器具・爆発物による危険防止
- ② 掘削、伐木作業等から生ずる危険防止
- ③ 通路・床面・階段等の保全
- ④ 労働者の作業行動から生ずる災害を防止するための対策
- ⑤ 労働災害発生の急迫した危険があるときの処置

(3) 労働者の就業にあたっての対策

- ① 安全衛生教育の方法
- ② 就業制限に関する処置
- ③ 高年令者等についての処置

(4) 第三者施設に対する安全対策

家屋・道路・河川・鉄道・ガス・水道・電気・電話・地下構造物等に近接して工事を行う場合の処置

(5) 爆発及び火災防止対策

- ① 爆発物等の危険物を備蓄し、使用する場合の処置
- ② 火薬類を使用し工事を施工する場合の処置
- ③ ガソリン・塗料等の可燃物を使用する場合の処置

(6) その他

- ① 工事車両・重機類の事故防止対策
- ② 足場・型枠支保工等仮設の安全対策
- ③ 大雨・強風等の異常気象時の防災対策
- ④ 工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合の対策
- ⑤ 工事安全訓練の実施方法・頻度等
- ⑥ 工事安全巡視の実施方法

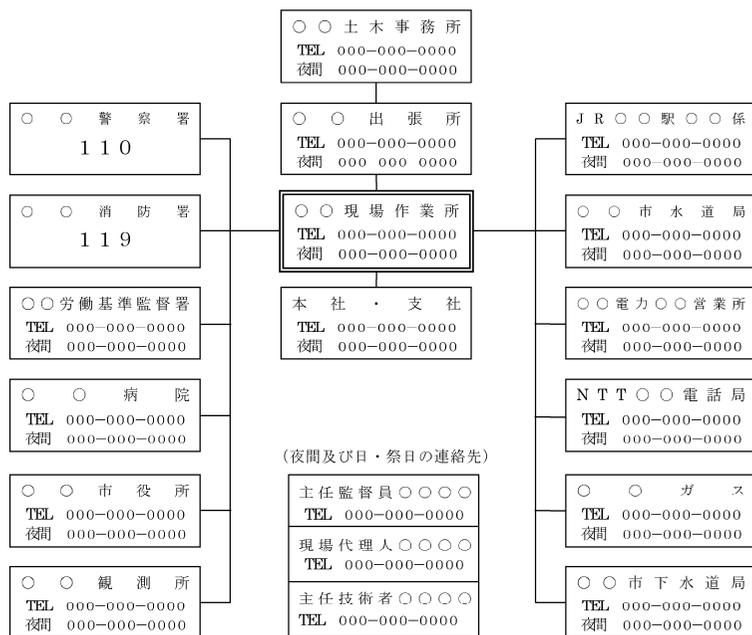
【改訂前】

5-12 緊急の対策及び対応

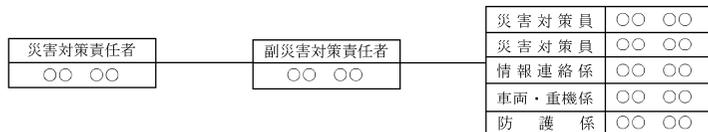
- 事故又は災害時の緊急事態発生時に対応できるよう、監督員・関係機関・受注者等への連絡系統図を記載する。系統図には、夜間・日祭日における関係機関への連絡先も記入する。
- 事故、災害発生時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。
不慮の事故が発生した場合には、監督員が指示する様式により早急に発注者に報告を行う。

【記載例】

1. 緊急時の体制連絡系統図



2. 防災対策組織表



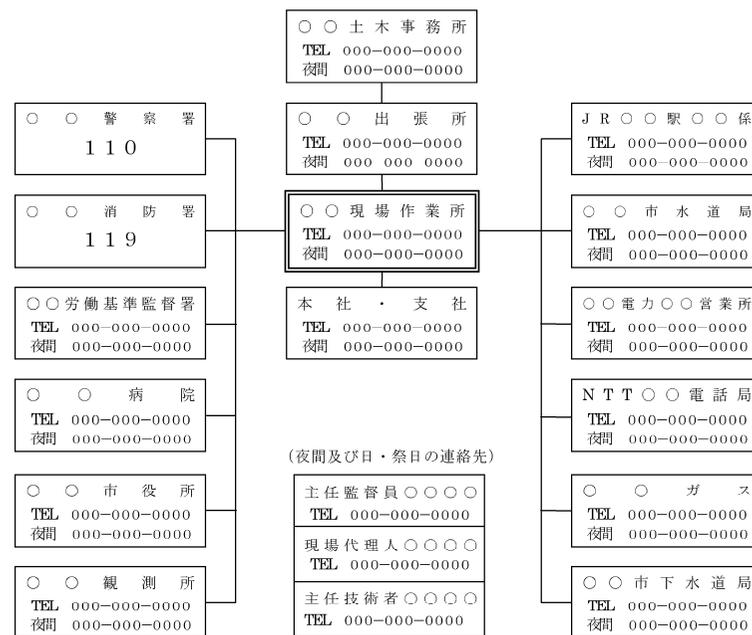
【改訂後】

5-10 緊急の対策及び対応

- 事故又は災害時の緊急事態発生時に対応できるよう、監督員・関係機関・受注者等への連絡系統図を記載する。系統図には、夜間・日祭日における関係機関への連絡先も記入する。
- 事故、災害発生時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。
不慮の事故が発生した場合には、監督員が指示する様式により早急に発注者に報告を行う。

【記載例】

1. 緊急時の体制連絡系統図



2. 防災対策組織表



【改訂前】

3. 防災対策

- ① 梅雨期の気象状況は常に入手し、緊急事態に対応できるようにする。
- ② 緊急事態に際して即応できるように、次の救命用具等を常に整備しておくとともに、〇〇災害対策員が定期的にその数量を確認し、不足が生じた場合は、補給を行う。

(イ) 救命胴衣	枚
(ロ) 救命浮輪	個
(ハ) ロープ	m

(二) 土のう 袋

(ホ) かきや	本
(ヘ) スコップ	本
(ト) 杭(1.5m)	本
- ③ 大雨により緊急事態の発生が予想される場合は、別紙、「緊急時の体制及び対応」に記載している「防災対策組織表」の災害対策員(2名)が、巡回点検を実施する。
- ④ 災害対策責任者は、巡視員の報告を整理し、発注者等との連絡調整を適宜行い、周辺状況の把握に務める。
- ⑤ 危険箇所を発見した場合は、立入禁止等の防護処置を実施する。
- ⑥ 緊急事態に際し、巡視員等の危険防止及び円滑な連絡体制を確保するために、5月の安全訓練で予行演習を実施する。
- ⑦ 実際に緊急事態が発生した後、災害対策の実施状況を分析・評価し、災害対策の充実した取り組みに発展させる。

5-13 交通管理

- ・土木工事共通仕様書第1編 1-1-32「交通安全管理」に、交通処理及び対策が示されており、下記該当項目について対策を検討する。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要な項目は省令・指針等を活用し、詳細な計画を行う
 - ② 工事用運搬路として、一般道路を使用するときの対策及び歩行者等第三者に対する対策
 - ② 工事用資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当者・交通誘導警備員の配置・標識及び安全施設の設置場所。輸送経路及び配置・設置場所等は、平面図・概略図等で具体的に記載する。(交通誘導警備員については、名前、資格が判る資料を添付すること。)
 - ③ 一般道路に係る工事の安全対策
 - ④ 指定された工事用道路の新設・改良・維持管理・補修及び使用方法
 - ⑤ 工事用道路を共有するときの対策
 - ⑥ 一般道路上の材料又は設備等の保管・整理方法
 - ⑦ 過積載防止対策

【記載例】

1. 土運搬(ダンプトラック 10t)に対する安全対策
 - ① 土取場から現場までの運搬経路は別紙図面に添付。(省略)
 - ② 運搬路の一部に〇〇道を使用するため、住民に工事の概要・安全対策を説明し、十分に打合せを行う。
 - ③ 運搬時間は、AM〇:〇～PM〇:〇までとし、通勤・通学時間帯の運搬作業は行わない。
 - ③ 制限速度は、運搬路全線〇〇km/hとし、運転手に速度厳守を徹底する。
 - ⑤ 一般車両及び歩行者の通行については、安全の確保を最優先とするよう、交通誘導警備員及び運転手に徹底する。

【改訂後】

3. 防災対策

- ① 梅雨期の気象状況は常に入手し、緊急事態に対応できるようにする。
- ② 緊急事態に際して即応できるように、次の救命用具等を常に整備しておくとともに、〇〇災害対策員が定期的にその数量を確認し、不足が生じた場合は、補給を行う。

(イ) 救命胴衣	枚
(ロ) 救命浮輪	個
(ハ) ロープ	m

(二) 土のう 袋

(ホ) かきや	本
(ヘ) スコップ	本
(ト) 杭(1.5m)	本
- ③ 大雨により緊急事態の発生が予想される場合は、別紙、「緊急時の体制及び対応」に記載している「防災対策組織表」の災害対策員(2名)が、巡回点検を実施する。
- ④ 災害対策責任者は、巡視員の報告を整理し、発注者等との連絡調整を適宜行い、周辺状況の把握に務める。
- ⑤ 危険箇所を発見した場合は、立入禁止等の防護処置を実施する。
- ⑥ 緊急事態に際し、巡視員等の危険防止及び円滑な連絡体制を確保するために、5月の安全訓練で予行演習を実施する。
- ⑦ 実際に緊急事態が発生した後、災害対策の実施状況を分析・評価し、災害対策の充実した取り組みに発展させる。

5-11 交通管理

- ・土木工事共通仕様書第1編 1-1-32「交通安全管理」に、交通処理及び対策が示されており、下記該当項目について対策を検討する。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要な項目は省令・指針等を活用し、詳細な計画を行う
 - ② 工事用運搬路として、一般道路を使用するときの対策及び歩行者等第三者に対する対策
 - ② 工事用資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当者・交通誘導警備員の配置・標識及び安全施設の設置場所。輸送経路及び配置・設置場所等は、平面図・概略図等で具体的に記載する。(交通誘導警備員については、名前、資格が判る資料を添付すること。)
 - ③ 一般道路に係る工事の安全対策
 - ④ 指定された工事用道路の新設・改良・維持管理・補修及び使用方法
 - ⑤ 工事用道路を共有するときの対策
 - ⑥ 一般道路上の材料又は設備等の保管・整理方法
 - ⑦ 過積載防止対策

【記載例】

1. 土運搬(ダンプトラック 10t)に対する安全対策
 - ① 土取場から現場までの運搬経路は別紙図面に添付。(省略)
 - ② 運搬路の一部に〇〇道を使用するため、住民に工事の概要・安全対策を説明し、十分に打合せを行う。
 - ③ 運搬時間は、AM〇:〇～PM〇:〇までとし、通勤・通学時間帯の運搬作業は行わない。
 - ③ 制限速度は、運搬路全線〇〇km/hとし、運転手に速度厳守を徹底する。
 - ⑤ 一般車両及び歩行者の通行については、安全の確保を最優先とするよう、交通誘導警備員及び運転手に徹底する。

【改訂前】

2. 車両出入口及び交差点の安全対策
 - ① 土取場出入口及び出入口から〇〇km 先の見通しの悪いカーブ付近に、φ〇〇mmのカーブミラーを設置する。
3. 交通誘導員の配置計画
 - ① 土取場出入口及び現場出入口に交通誘導員〇名を配置する。
 - ② 交通誘導員には、笛、手旗を携帯させ一般車両・歩行者の安全確保に努めさせる。
4. 運搬路の維持補修
 - ① 運搬路の未舗装部については、1日〇回(AM〇:〇～PM〇:〇)散水車により散水を行う。
 - ② 運搬路の補修は、必要に応じ補修材を散布し補修する。又未舗装部は1週間に1回路面の不陸整正をモーターレーダー(W=2.4m)により行う。
 - ③ 運搬作業中は、1日〇回同車両運行管理者による巡視を実施する。
 - ④ 清掃作業は、土捨場・現場出入口に清掃員を配置し清掃するとともに運搬路に土砂が落下した場合は、速やかに取り除き清掃する。
 - ⑤ 防塵処理は、散水により実施するが、散水により処理できない箇所については、必要に応じ塩化カルシウムを散布し実施する。
5. 車両運行に関する安全対策
 - ① 現場内の運搬路は、常に走行に支障のないよう補修し、〇〇車両運行管理者が路面状況の確認を行う。
 - ② 車両への過積載防止を徹底するため、車両運転手及び重機運転手に、安全訓練・安全会議等で、その主旨の教育を実施する。又、資材搬入時の過積載のチェックを行うと同時に、納入業者・下請業者にもその趣旨の周知徹底を図る。
 - ③ 工事車両の作業実施日は、〇〇車両運行管理者の責任のもとに、道路交通法の遵守・運転手の体調のチェック等朝礼時に確認する。

5-14 環境対策

- ・工事現場の生活環境の保全と、円滑な工事施工を計ることを目的として建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・関係法令・仕様書の規定を遵守のうえ、下記の項目について対策を検討する。
 - ① 騒音・振動対策
 - ② 水質汚濁
 - ③ ゴミ・ほこりの対策
 - ④ 事業損失防止対策(家屋調査・地下水観測等)
 - ⑤ その他必要事項

【記載例】

1. 現場周辺調査の結果、周辺に井戸を生活用水としている家屋が5戸あることが判明し、場内のえ作業により井戸枯れを起こす可能性があり、事前調査を実施する。
 - ① 調査の目的→井戸枯れ発生時に即応し、住民の日常生活を確保する。
 - ② 調査方法→水替え作業前の水位・水深・水質を測定する。
 - ③ 追跡調査→水替え作業開始後、毎日午前・午後1回水位を測定する。
 - ④ 対応→水位に変動が見られた場合は、監督職員に報告し対応を協議するとともに、水道への切り替えがいつでも行えるように体制を整えておく。
 - ⑤ 調査に当たっては上記事項を住民に説明し、了解を得たのち実施する。
2. 重機への給油作業及びグリース補給の際に、流失事故を起こさないように指導し徹底させる。
3. 生コンクリート車の洗浄は、自社(生コン会社)に持ち帰り実施するように指導し徹底させる。

【改訂後】

2. 車両出入口及び交差点の安全対策
 - ① 土取場出入口及び出入口から〇〇km 先の見通しの悪いカーブ付近に、φ〇〇mmのカーブミラーを設置する。
3. 交通誘導員の配置計画
 - ① 土取場出入口及び現場出入口に交通誘導員〇名を配置する。
 - ② 交通誘導員には、笛、手旗を携帯させ一般車両・歩行者の安全確保に努めさせる。
4. 運搬路の維持補修
 - ① 運搬路の未舗装部については、1日〇回(AM〇:〇～PM〇:〇)散水車により散水を行う。
 - ② 運搬路の補修は、必要に応じ補修材を散布し補修する。又未舗装部は1週間に1回路面の不陸整正をモーターレーダー(W=2.4m)により行う。
 - ③ 運搬作業中は、1日〇回同車両運行管理者による巡視を実施する。
 - ④ 清掃作業は、土捨場・現場出入口に清掃員を配置し清掃するとともに運搬路に土砂が落下した場合は、速やかに取り除き清掃する。
 - ⑤ 防塵処理は、散水により実施するが、散水により処理できない箇所については、必要に応じ塩化カルシウムを散布し実施する。
5. 車両運行に関する安全対策
 - ① 現場内の運搬路は、常に走行に支障のないよう補修し、〇〇車両運行管理者が路面状況の確認を行う。
 - ② 車両への過積載防止を徹底するため、車両運転手及び重機運転手に、安全訓練・安全会議等で、その主旨の教育を実施する。又、資材搬入時の過積載のチェックを行うと同時に、納入業者・下請業者にもその趣旨の周知徹底を図る。
 - ③ 工事車両の作業実施日は、〇〇車両運行管理者の責任のもとに、道路交通法の遵守・運転手の体調のチェック等朝礼時に確認する。

5-12 環境対策

- ・工事現場の生活環境の保全と、円滑な工事施工を計ることを目的として建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・関係法令・仕様書の規定を遵守のうえ、下記の項目について対策を検討する。
 - ① 騒音・振動対策
 - ② 水質汚濁
 - ③ ゴミ・ほこりの対策
 - ④ 事業損失防止対策(家屋調査・地下水観測等)
 - ⑤ その他必要事項

【記載例】

1. 現場周辺調査の結果、周辺に井戸を生活用水としている家屋が5戸あることが判明し、場内のえ作業により井戸枯れを起こす可能性があり、事前調査を実施する。
 - ① 調査の目的→井戸枯れ発生時に即応し、住民の日常生活を確保する。
 - ② 調査方法→水替え作業前の水位・水深・水質を測定する。
 - ③ 追跡調査→水替え作業開始後、毎日午前・午後1回水位を測定する。
 - ④ 対応→水位に変動が見られた場合は、監督職員に報告し対応を協議するとともに、水道への切り替えがいつでも行えるように体制を整えておく。
 - ⑤ 調査に当たっては上記事項を住民に説明し、了解を得たのち実施する。
2. 重機への給油作業及びグリース補給の際に、流失事故を起こさないように指導し徹底させる。
3. 生コンクリート車の洗浄は、自社(生コン会社)に持ち帰り実施するように指導し徹底させる。

【改訂前】

- 現場内及び運搬路等の防塵対策として、必要に応じ散水車にて散水を実施し、又散水ができない個所については、塩化カルシウムの散布を行う。この時、過度の散水等により住民の迷惑とならないよう、路面の状況を車両運行管理者がパトロールし、常に把握する。
- 重機の空ぶかし・バケットのゆさぶり、ダンプトラックの急発進、急停車等による騒音・振動は絶対しないよう、指導し徹底させる。
- 以上2～5項について、朝礼・安全訓練等で指導を行うとともに、実施状況を把握し、周辺地域への影響を最小限とするよう努力する。

5-15 現場作業環境の整備

・現場作業環境の整備に関し、下記項目について対策を検討する。

- 仮設関係
- 安全関係
- 営繕関係
- その他必要事項

【記載例】

項目	目的	実施内容	実施場所
仮設関係	工事のPR	① 完成予想図 ② フラワーポット	現場出入口付近 //
安全管理	作業環境の美化	① デザインフェンスの設置 ② 照明施設の設置	現場出入口付近 //
営繕関係	作業環境の改善	① 更衣室の設置 ② トイレの水洗化	現場事務所・休憩所 //

5-16 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法

・再生資源利用の促進に関する法律に基づき、下記事項について計画する。

- 再生資源利用計画書
- 再生資源利用促進計画書
- 処理委託業者名（建設廃棄物を運搬（委託）・処分を行う場合）
- マニフェスト使用の徹底
- 社内の管理体制（建設副産物対策の責任者の明確化）

なお、① ②の詳細は、

・大分県ホームページ：<https://www.pref.oita.jp/site/recycle/recycle-guideline.html>
を参照のこと

5-17 その他

・その他重要な事項について、必要により記載する。

- 官公庁への手続き（警察、市町村）
- 地元への周知
- その他

【改訂後】

- 現場内及び運搬路等の防塵対策として、必要に応じ散水車にて散水を実施し、又散水ができない個所については、塩化カルシウムの散布を行う。この時、過度の散水等により住民の迷惑とならないよう、路面の状況を車両運行管理者がパトロールし、常に把握する。
- 重機の空ぶかし・バケットのゆさぶり、ダンプトラックの急発進、急停車等による騒音・振動は絶対しないよう、指導し徹底させる。
- 以上2～5項について、朝礼・安全訓練等で指導を行うとともに、実施状況を把握し、周辺地域への影響を最小限とするよう努力する。

5-13 現場作業環境の整備

・現場作業環境の整備に関し、下記項目について対策を検討する。

- 仮設関係
- 安全関係
- 営繕関係
- その他必要事項

【記載例】

項目	目的	実施内容	実施場所
仮設関係	工事のPR	① 完成予想図 ② フラワーポット	現場出入口付近 //
安全管理	作業環境の美化	① デザインフェンスの設置 ② 照明施設の設置	現場出入口付近 //
営繕関係	作業環境の改善	① 更衣室の設置 ② トイレの水洗化	現場事務所・休憩所 //

5-14 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法

・再生資源利用の促進に関する法律に基づき、下記事項について計画する。

- 再生資源利用計画書
- 再生資源利用促進計画書
- 処理委託業者名（建設廃棄物を運搬（委託）・処分を行う場合）
- マニフェスト使用の徹底
- 社内の管理体制（建設副産物対策の責任者の明確化）

なお、① ②の詳細は、

・大分県ホームページ：<https://www.pref.oita.jp/site/recycle/recycle-guideline.html>
を参照のこと

5-15 その他

・その他重要な事項について、必要により記載する。

- 官公庁への手続き（警察、市町村）
- 地元への周知
- その他

【改訂前】

工事書類一覧表

作成時期	番号	書類名称	書類作成の根拠	位置付け				備考
				提出		提示		
				紙	電子	紙	電子	
工 事 完 成 時	31	品質証明資料 <社内検査記録>	-	-	○	✓		
	32	安全管理資料 <社内定例会議等>	-	-	○	✓		
	33	安全管理資料 <社内パトロール実施記録一覧表>	-	立	○	✓		
	34	安全管理資料 <災害防止協議会、工事関係者連絡会議の実施資料>	共1-1-1-26	-	○	✓		
	35	安全管理資料 <安全教育・訓練等の実施資料>	共1-1-1-26	-	○	✓		
	36	安全管理資料 <新規入場者教育の実施資料>	共1-1-1-26	-	○	✓		
	37	安全管理資料 <安全巡視、TBM、KY記録>	-	-	○	✓		
	38	安全管理資料 <機械等点検整備記録>	安衛則 第167~170条	-	○	✓		
	39	安全管理資料 <山留め・仮締切等点検記録>	-	-	○	✓		
	40	安全管理資料 <足場・支保工点検記録>	-	-	○	✓		
	41	安全管理資料 <各種安全パトロール指摘是正>	-	-	○	✓		
	42	建設副産物資料 <（収集・運搬、処分）委託契約書>	-	-	○	✓		
	43	建設副産物資料 <（収集・運搬、処分）許可書の写し>	-	-	○	✓		
	44	建設副産物資料 <計量伝票、マニフェスト>	共1-1-1-18	-	○	✓		
	45	その他資料 <建退共（出面表、許退届、受領書）>	-	-	○	✓		
	46	その他資料 <関係機関協議>	-	-	○	✓	施工中に提出した場合は完成時不要	
	47	その他資料 <地元説明等>	-	-	○	✓	施工中に提出した場合は完成時不要	
	48	その他資料 <元請一下請間の検査、引受書>	-	立	○	✓		
	49							
	50							

※様式については、☆：県様式 ★：参考様式 -：任意様式

◎提示書類について
提示書類とは、会社や現場事務所にファイルで綴じている資料を、そのままの状態で開催時に持参し確認を受ける書類です。検査用に改めて作る必要はありません。

◎各様式については、下記の大分県建設政策課HPに掲載しています。

大分県 工事書類簡素化

【改訂後】

工事書類一覧表

作成時期	番号	書類名称	書類作成の根拠	位置付け				備考
				提出		提示		
				紙	電子	紙	電子	
工 事 完 成 時	31	品質証明資料 <社内検査記録>	-	-	○	✓		
	32	安全管理資料 <社内定例会議等>	-	-	○	✓		
	33	安全管理資料 <社内パトロール実施記録一覧表>	-	立	○	✓		
	34	安全管理資料 <災害防止協議会、工事関係者連絡会議の実施資料>	共1-1-1-26	-	○	✓		
	35	安全管理資料 <安全教育・訓練等の実施資料>	共1-1-1-26	-	○	✓		
	36	安全管理資料 <新規入場者教育の実施資料>	共1-1-1-26	-	○	✓		
	37	安全管理資料 <安全巡視、TBM、KY記録>	-	-	○	✓		
	38	安全管理資料 <機械等点検整備記録>	安衛則 第167~170条	-	○	✓		
	39	安全管理資料 <山留め・仮締切等点検記録>	-	-	○	✓		
	40	安全管理資料 <足場・支保工点検記録>	-	-	○	✓		
	41	建設副産物資料 <（収集・運搬、処分）委託契約書>	-	-	○	✓		
	42	建設副産物資料 <（収集・運搬、処分）許可書の写し>	-	-	○	✓		
	43	建設副産物資料 <計量伝票、マニフェスト>	共1-1-1-18	-	○	✓		
	44	その他資料 <建退共（出面表、許退届、受領書）>	-	-	○	✓		
	45	その他資料 <関係機関協議>	-	-	○	✓	施工中に提出した場合は完成時不要	
	46	その他資料 <地元説明等>	-	-	○	✓	施工中に提出した場合は完成時不要	
	47	その他資料 <元請一下請間の検査、引受書>	-	立	○	✓		
	48							
	49							
	50							

※様式については、☆：県様式 ★：参考様式 -：任意様式

◎提示書類について
提示書類とは、会社や現場事務所にファイルで綴じている資料を、そのままの状態で開催時に持参し確認を受ける書類です。検査用に改めて作る必要はありません。

◎各様式については、下記の大分県建設政策課HPに掲載しています。

大分県 工事書類簡素化